

## 令和3年第5回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月7日(金) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	8番 三塩政廣	9番 内山敏彦
10番 阿蘇孝市	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	14番 峯 政敬	15番 松本耕一
16番 峯 直子	17番 吉田 哲	18番 宮崎隆広
19番 阿部 太		
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程
  - ・議事録署名委員の指名
  - ・議案第29号  
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
  - ・議案第30号  
農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第31号  
農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第32号  
農地法第4条の規定による許可申請について
  - ・議案第33号  
農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第34号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
  - ・議案第35号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎 高志
農地係長	中田 賢治
農地係副主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係副主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
巖木分室職員	栗原 和成
相知分室係長	藤田 直樹
北波多分室職員	鬼塚 勝臣
肥前分室職員	松本 一訓
鎮西分室職員	末武 拓也
七山分室係長	阿賀野 忠司

## 7. 審議の内容

事務局長      では定刻になりましたので、始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長  
(議長)

(会長の挨拶)

ただいまより令和3年第5回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号9番内山敏彦委員、議席番号10番阿蘇孝市委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは、本日の付議事項を朗読いたします。議案第29号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について1件、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について9件、議案第31号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について1件、議案第32号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について14件、議案第34号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について11件、議案第35号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について6件、計7議案43件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所

在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては、議案書をご覧いただきたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第29号から第35号までの7議案43件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば、随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それでは、これより審議を行います。議案集1ページ、議案第29号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について、整理番号1番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の1ページ、整理番号1番について説明させていただきます。まず上段に記載しているのが変更前、下段に記載しているのが変更後になります。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は498平方メートルです。現況は、造成工事中となっております。この案件は、令和3年2月26日付けで一般住宅の転用許可を受けておりましたが、〇〇〇〇の都合により、使用貸借権設定から所有権移転への計画変更申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。転用の内容については、まったく変更がなく、権利種別の変更のみとなるため、資料図については省略させていた

だいています。

次に許可基準ですけれども、一般基準としまして、転用の  
確実性について、事業費は、自己資金および借入金で、当初  
計画時に金融機関からの残高証明書および融資事前審査結果  
通知書が添付されています。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは、特にあ  
りません。変更点としましては、当初使用貸借権の借地で建  
設する予定でしたが、〇〇〇〇〇〇〇〇の関係で所有権を取  
得する必要が生じたためとされています。隣接農地等への影  
響ですが、最大80センチメートルの盛土、周囲にコンク  
リートブロックの設置、進入路を整備し、東側市道より出入  
口とする計画は、当初と変更ありません。排水について、雨  
水は敷地内に雨水排水設備を設置して西側水路へ放流し、汚  
水は東側道路の公共下水道へ接続する計画で、これも変更あ  
りません。

隣接農地所有者、生産組合長および区長の異議なしの意見  
書につきましては、前回提出されております。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項1番に該当します。  
前回申請時と変更ありません。許可の基準は1番となってい  
ます。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたし  
ます。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今、事務局から詳しく説明してい

ただきまして、東部調査会で3日の日に現場を見て、全然もう変わらないということで、異議ないということで、皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の2ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は、合計1,901平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、資材置場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、平成16年頃から資材

置場として利用されており、始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側市道からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側水路へ放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも3日の日に東部調査会で調査をいたしまして、今事務局から詳しく説明を受けて、始末書もあるということ、また隣接者、区長、生産組合長も同意してあるということで、何ら問題はないんじゃないかなということ、皆さんの審議のほどよろしくお願いします。

議長 本案について、ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は190平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、駐車場、庭園です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに平成16年頃から駐車場として利用されており、始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲は既存の石積みおよびU字側溝を利用し、北側の道路から出入口とする計画です。排水については雨水のみで、南側水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。



許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも今、事務局から詳しく説明がありまして、もう立派な駐車場ができておりました。生産組合長と区長の同意もあるということで、何ら問題はないんじゃないかと東部調査会で判断いたしました。皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号3番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、387平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書

記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性については、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、令和3年7月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大20センチメートルの盛土を行い、周囲はコンクリートブロックを新設し、北側道路を出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して南側水路へ流し、汚水は北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項5番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも3日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということでござい

まして、皆様の審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 4 番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の 3 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1 2 2 平方メートルです。現況は、通路となっております。目的は、進入路です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準としまして、転用について農地法の許可が必要なことを知らずに、昭和 5 6 年頃から住宅への通路として利用されており、現所有者からの始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなさ

れています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側市道より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側道路側溝へ流す計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員 17番吉田です。3日の日に現地調査いたしまして、長い間、道路として使われておって、畑としても使える状態じゃないということで、何も問題はないということでございました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号5番を議題と

いたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で1,937平方メートルです。現況は、休耕地の状況です。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、令和3年6月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事申請、法定外公共物（水路）改築申請、下水道工事関連の協議がなされており、隣接農地等への影響ですが、最大1メートルの盛土を行い、北側はL型擁壁を設置、西側は既存コンクリートブロックを利用、東側は新設し、南側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を通過して南側の道路側溝へ放流し、汚水も南側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。  
許可の基準は1番となっております。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

松本耕一委員 15番松本です。5月3日の日、中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇の近くの農地になっております。中部調査会においては、何ら問題ないとのことでした。皆様の慎重ご審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号6番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号6番について説明します。まず、この申請について、委員さんのほうに配らせていただきました写真を見ていただけたかと思いますが、本来10,000平方メートルを越えていますので、皆さんで現地調査をするべきですけど、まだ新型コロナウイルスの感染拡大がおさまっておりませんので、全体での調査を省略しまして、会長、副会長、調査会

長で現地確認を行っております。その代わりに写真を回させていただきました。

説明に戻ります。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田4筆、面積は、合計で13,102平方メートルです。現況は、遊休農地となっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、令和3年6月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大80センチメートルの盛土、20センチメートルの切土を行い整地し、法面保護を行い、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透および越流分は中央道路側溝および西側水路を介して既存排水管を通り、北西側のため池に放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

宮崎隆広委員 はい。18番宮崎です。事務局説明のとおりです。5月3日に現地確認を行いました。現場は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南へ1キロメートルぐらいの所ですが、何も問題はないだろうということになりました。皆さんのご審議をお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はありませんか。(松本委員「はい。」)はい。松本委員。

松本耕一委員 15番松本です。ここの道はですよ、売っとなっさんとですよ。で、ここは今公衆用道路として利用していて、この奥のほうにため池があるんですけど、そこへの行き来は、この転用をされた後もできるのでしょうか。

農地係・小林 お答えします。中央を通る道路の690平米分は、買収をされる予定にはなっているんですけども、資材置場として整備した後もですね、この分は公衆用道路としてどなたでも通っていただける状態にするということで、今回転用申請も何もいらぬということを道路河川管理課のほうに確認はとってあるみたいですので、通れるものと考えております。以上です。



議長

よろしいですか。(松本委員「はい。)」はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号7番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の4ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,250平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連

の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用、周囲にフェンスを設置し、北側宅地より出入口とする計画で、通行承諾書が添付されています。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側水路に放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から、条件付き同意の意見書が添付されています。なお、条件については、地元と協議しながら最善の対応ができるよう確約をいただいております。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

松本耕一委員 15番松本です。5月3日の日に中部調査会で現地確認を行われました。場所は、〇〇の集落の谷のうちの1つなんですけれど、20ページのほうの地図のほうをご覧ください。山林と書いてある所は、既に太陽光があります。で、宅地に隣接した農地となっているのが申請地なんですけれども、調査に行った時にはですね、皆さんの資料と同じように、空白で来ております。意見書ありませんでした。今日来たところ、意見書があるとのことでした。できれば調査に行く前には意見書などの準備ができている状態で現地確認に行きたい

と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願ひします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号8番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は108平方メートルです。現況は、遊休地となっております。目的は育苗床、樹木苗です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の22ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。



議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号9番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は474平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の25ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、26ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大30センチ

メートルの切土、盛土を行い、住宅敷地の周囲にはコンクリートブロックを新設し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する雨水枡および排水設備を介して東側道路側溝へ流し、汚水は北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

峯政敬委員 14番峯です。当日の現地確認の時に、私は別の会議で出席ができなかったところでございますけれども、この辺は私も農地等を持っておりますので、よく見かけております。また、(所有者事情の詳細)…。この土地につきましては、〇〇のほうへ行く時に〇〇〇を跨ぐわけでございますが、そこから300メートルか400メートルほど入った所でございます。〇〇という所でございます、(転用事情の詳細)…。今後はこの畑の所に家を建てて住みたいということもございます。ここは〇〇さん名義になっておりますので、快く承認されたんじゃないかと、このように思っております。こちら辺は宅地化が進んできておりますので、問題ないかなと、

このように思っております。よろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、議案第31号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の5ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で3,040平方メートルです。現況は、資材置場になっております。目的は、貸駐車場および貸資材置場です。一部所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の28ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、29ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、30ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、当該地については、農地法の許可がいることを知らず、平成15年頃から資材置

場用地に利用されており、これについての始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側水路および既存排水施設を介して東側河川へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これは場所、今事務局から詳しく説明していただきまして、ちょうど〇〇の〇〇のほうです。生産組合長と区長の同意もありまして、3日の日に東部調査会で調査をしていただきまして、何ら問題はないということでした。皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、



挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 6 ページ、議案第 3 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 6 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 8 5 9 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、農家住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目などについては、資料図の 3 1 ページから 3 3 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関より融資の事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。排水について、雨水は雨水枡、敷地内の排水設備を介して東側の道路側溝に流し、汚水も合併浄化槽を介して東側の道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。

許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。6日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。委員の皆さんからは別に異議がありませんでした。皆さん方の審査をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集7ページ、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。整理番号1番から議案集9ページ、整理番号14番までの14件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書7ページから9ページをご覧ください。今回の案件

は、所有権の移転に関する案件が12件、賃借権に関する案件が1件、使用貸借権に関する案件が1件の合計14件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから7ページをご覧ください。調査書に記載していますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。皆さんお疲れだと思います。ここでしばらく休憩といたしたいと思います。再開を15時40分、10分程度でございます。

~~~~~○~~~~~

15時30分 休憩

15時40分 再開

~~~~~○~~~~~

議長        それでは会議を再開いたしたいと思います。議案集 10 ページ、議案第 34 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）整理番号 1 番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長        議案第 34 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について、所有権につきまして説明をいたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の氏名、住所、申請農地および移転する所有権の内容等につきましては、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長        本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 11 ページ、議案第 34 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請に

ついて（利用権）を議題といたします。整理番号1番から議案集12ページの整理番号10番までの10件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。議案第34号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について、利用権につきまして説明をいたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、20,906平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

**【議案確認】**

本案につきまして、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集13ページ、議案第35号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題といたします。整理番号1番から議案集14ページ、整理番号6番までの6件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

議案第35号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について説明をいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長により依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。また、この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式では、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされます。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しにおいて、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなったものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が5件、使用貸借権の設定が1件です。面積は、合計で10,539平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第29号1件、議案第30号9件、議案第31号1件、議案第32号1件、議案第33号14件、議案第34号11件、議案第35号6件、計7議案43件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆さん長時間のご審議誠にありがとうございました。